

被扶養者認定の基礎知識

法令・通知や
収入概念の理解

2024年7月17日（水）

時間 10:00～16:30

被扶養者認定は健康保険法第3条7項により保険者により行われます。その認定基準や取扱指針は法令・通知等に定められており、これらを理解することが「合理的で正しい認定」を行う上での前提条件となります。さらに被扶養者認定制度の意味、収入概念の基本的な考え方を身につけることが認定判断では特に重要です。

適正かつ説明可能な被扶養者認定は被保険者間の公平性や健保組合の財務健全性の確保において、今後も極めて重要です。本セミナーでは、知識のみならず「なぜこの扱いになるのか」という基本的な考え方でしっかりと理解していただきます。被扶養者の認定業務にこれから携わる方、あるいはもう一度基礎から学びリフレッシュしたい方々、責任在る判断を求められる常務理事や事務長の方々にも是非ともご参加いただきたいと思います。

講師

公認会計士・税理士 わだ しょうじ
和田 正次

早稲田商学部卒。日本公認会計士協会東京会経営委員会委員長、日本公認会計士協会学術賞審査委員等歴任。健保組合経営実務研究センター（現一般社団法人企業福祉・共済総合研究所）の会計顧問当時より、20年以上の期間にわたり健保組合関連の業務に携わっており、現在は外部監査（会計及び適用・給付）も実践している。このほか日本経済新聞社等が主催するセミナー講師としても活躍中。健保組合業務にもっとも精通した公認会計士のひとりであり、2008年以降の健保組合セミナー講師実績はのべ160講座にのぼる。

※キャンセルは開催前日午前12時までにご連絡ください。
ご入金済みであれば全額返金いたします。

開催要項

会場

連合会館

地下鉄千代田線 新御茶ノ水 徒歩0分

受講料

30,000 円

（テキスト、来場昼食、消費税込み）



複数受講で割引！

4講座の受講延べ人数での税込み合計額

1人の場合 30,000 円

2人の場合 54,000 円（1人で2講座を含む）

3人以上の場合 24,000 円 × 受講延べ人数

（例）7/17講座にAさん、26日講座にAさんとBさんのご受講の場合は3人となり、合計受講料は72,000円です。

受講料のお振込は7月末日（ご受講後も可）です。

WEBまたはE-MAILにてお申し込みください。



<https://wadacpa.com>

e-mail : kenshu@wadacpa.com



主なセミナー内容

I 被扶養者認定の基礎

1. 親族関係者等への保険給付の意味
2. 被扶養者とは何か
3. 被扶養者の認定基準
4. どのような点が認定で問題となっているか
5. ミニテスト

II 被扶養者認定の範囲

1. 健康保険法における被扶養者制度の趣旨
2. 健康保険法における「被扶養者の定義」
3. 【図解】被扶養者の範囲
4. 「事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」とは
5. 「被扶養者と同一の世帯に属する」とは
6. 「被保険者により生計を維持するもの」とは
7. ミニテスト

III 被扶養者の認定書類と認定の留意点

1. 被扶養者移動届
2. 被扶養者現況届
3. 生計維持に関する証明書
4. 所得の証明書類
5. 所得税の確定申告書

IV 収入はどのように把握するか

1. 収入にはどのようなものがあるか
2. 税法での所得と収入
3. 生計費とはなにか
4. 収入把握の原則
5. 具体的な収入把握
 - ①給与収入（パート・アルバイト等）
 - ②自営収入（営業・農業・アパート経営等）
 - ③その他の収入（年金、退職金、財産運用等）
6. ミニテスト

V 扶養事実の判断

1. 扶養認定の考え方
2. 経済的扶養と被扶養者との関係
3. 扶養義務者が複数の場合の扶養認定
4. 夫婦共同扶養の場合の被扶養者認定
5. ミニテスト

VI 事例による認定（グループ討議と情報交換）

1. 扶養範囲に関する事例
2. 収入把握に関する事例（1）
3. 収入把握に関する事例（2）
4. 扶養能力の判断事例
5. 扶養事実の判断事例（子の扶養）

会場のご案内

連合会館へのアクセス

〒101-0062 東京都千代田区駿河台3-2-11
TEL：03-3253-1771（代）

●地下鉄

- ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B3出口（徒歩0分）
 - ・東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」B3出口まで徒歩5分
 - ・都営地下鉄新宿線「小川町駅」B3出口まで徒歩3分
- 丸ノ内線/都営新宿線をご利用の方は地下道を通り、千代田線方面へ
※B3a、B3b出口は違う方へ出ますのでご注意ください。

●JR

- ・JR中央線/総武線「御茶ノ水駅」聖橋口（徒歩5分）

申込先 **和田公認会計士事務所**

